

貝塚元気アップ事業補助金交付要綱

貝塚元気アップ事業補助金交付要綱（平成 22 年 5 月 25 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成 18 年貝塚市規則第 3 号）に定めるもののほか、本市における地域の教育力向上への支援を図り、もって地域ぐるみで子どもを育む教育環境の醸成に資することを目的として、本市の区域内において学校、家庭及び地域が協働して行う豊かな人間関係づくりのための教育コミュニティ活動（以下「活動」という。）に対して交付する貝塚元気アップ事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第 2 条 この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、小学校区又は中学校区において、学校、家庭及び地域が連携して取り組む活動を行う団体とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、1 校区当たり、小学校区については 10 万円、中学校区については 6 万円、義務教育学校区については 10 万円を上限とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費の額とする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする月の前月の末日までに、貝塚元気アップ事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （1） 事業実施計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要があると認める書類

（補助金の交付の決定）

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚元気アップ事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定通知」という。）又は貝塚元気アップ事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付

決定通知を受け取った日から 14 日以内に貝塚元気アップ事業補助金取下げ書（様式第 4 号）を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（変更等の承認）

第 9 条 補助事業者は、交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容、実施計画等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚元気アップ事業補助金変更申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請を受けたときは、その内容を審査し、これを適当であると認める場合は、貝塚元気アップ事業補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は貝塚元気アップ事業補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助事業者へ通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第 10 条 前条第 1 項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- （2） 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、貝塚元気アップ事業補助金実績報告書（様式第 8 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業の実施状況が確認できる書類
- （2） 収支決算書又はこれに代わる書類
- （3） 貝塚元気アップ事業補助金精算報告書（様式第 9 号）
- （4） その他市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚元気アップ事業補助金確定通知書（様式第 10 号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第 13 条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚元気アップ事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第 14 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため又は補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付決定通知を受けた後、概算払を必要とする理由を付して、貝塚元気アップ事業補助金交付概算払請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた結果、預金利子等が生じた場合は、その預金利子等を当該補助事業の対象となる経費に充当しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（4） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（5） 市長の指示に従わないとき。

（6） その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚元気アップ事業補助金返還命令書（様式第 13 号）により、補助事業者へに期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚元気アップ事業補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は

一部を免除しようとするときは、貝塚元気アップ事業補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 15 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第 18 条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

（財産処分の制限）

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する財産は、取得価格が 10 万円以上の機械及び重要な器具とし、期間は 10 年とする。

（書類の保存）

第 20 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の貝塚元気アップ事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。